

令和 6 年度袋井市下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業
可能性調査業務募集要項

1 募集要項について

「令和 6 年度袋井市下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業可能性調査業務募集要項」（以下 「本募集要項」という。）は、袋井市（以下「本市」という。）が「令和 6 年度袋井市下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に係る優先交渉権者を選定するにあたり、事業の概要や公募によるプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の受付方法等について必要な事項を定めるものである。

2 事業の趣旨・目的

本市では、令和 4 年 2 月 1 日に、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、市民、事業者と一丸となって取り組んでいくことを宣言した。「ゼロカーボンシティ」の実現には、省エネルギーの推進とともに、多様な再生可能エネルギーを導入し、エネルギー構造の高度化を図っていくことが重要である。

このような中、本市では、令和 6 年 3 月に袋井市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び第 5 期袋井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、2050 年の温室効果ガス実質排出量ゼロの達成に向けて取り組んでいる。

本業務では、経済産業省の「令和 6 年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金（地域理解促進事業）」（以下「補助金」という。）を活用し、2050 年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、本市の未利用バイオマス資源である下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業の実施、公共施設への安定した再生可能エネルギーの供給、バイオマス資源活用による焼却ごみの削減を目的に袋井浄化センター（下水処理施設）敷地を活用したバイオガス発電事業の可能性調査を行う。

本業務の実施にあたっては、本市の実情を理解し、業務の目的及び内容に最も合致した事業者へ委託するため、本募集要項に従って公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施する。

3 業務名称

令和6年度袋井市下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業可能性調査業務

4 業務内容

別紙「令和6年度袋井市下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業可能性調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 上限提案価格

金 8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

8 注意事項

本業務は、経済産業省の「令和6年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金（地域理解促進事業）」の活用を前提とするものであり、提案にあたっては、別添の同補助金交付の趣旨を理解したうえで、業務企画を提案すること。

9 参加要件

（1）参加主体

本プロポーザルに参加できるものは、単独事業者又は複数の法人で構成する共同企業体とする。

（2）参加資格要件

本プロポーザルへの参加が認められるものは、単独事業者の場合は、次のアからケの要件を全て満たすものとする。

また、共同企業体の場合は、アからケ及びコの要件を満たすものとする。

- ア バイオガス発電所の設置可能性調査業務の履行実績もしくはバイオガス発電所の設置及び管理運営業務の実績があること。
- イ 参加申出書提出時点で、静岡県内に本社もしくは事業所を登記していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- エ 参加申出書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年告示第206号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 参加申出書提出期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- カ 参加申出書提出期間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ク 袋井市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ケ 個人情報の保護又は職務上知り得た秘密の漏洩防止に適切な管理体制を有していること。
- コ 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
- （ア）共同企業体は3者以内で構成されていること。
- （イ）共同企業体の代表構成員が申込み者であること。
- （ウ）共同企業体の構成員が、単独申込者もしくは他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
- （エ）共同企業体の代表構成員については、上記アからケの要件を満たし、その他構成員については、上記ウからケの要件を満たしていること。

10 公募の日程

公募に係る日程は次のとおりとする。

(1)	公募開始	令和6年5月9日(木)
(2)	質問受付期限	令和6年5月17日(金) 17時まで
(3)	質問回答予定日	令和6年5月24日(金)
(4)	参加表明書の提出期限	令和6年5月31日(金) 17時まで
(5)	企画提案書類の提出期限	令和6年6月7日(金) 17時まで
(6)	プレゼンテーション	令和6年6月19日(水)
(7)	審査結果通知	令和6年6月26日(水)

11 質問

公募に係る質問については、次のとおり質問書を提出すること。ただし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書(任意様式) 1部

(2) 受付期間

令和6年5月17日(金) 17時まで

(3) 提出方法

会社名、担当者所属、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、質問及び質問内容を端的に明記し、事務局のメールアドレス(kanky@city.fukuroi.shizuoka.jp)に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「【質問書(会社名)】袋井市バイオガス発電事業可能性調査業務」とすること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

(4) 質問の回答

提出された質問への回答は、令和6年5月24日(金) 17時までに、全ての質問に対する回答を市ホームページに掲載する。また、その回答をもって、本募集要項等の追加又は修正とみなす。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については回答しない場合がある。

12 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1） 1部

(2) 提出期限

令和6年5月31日（金）17時まで

(3) 提出方法

提出書類をPDF（*.pdf）又はWord（*.docx）形式にて添付し、事務局のメールアドレス（kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp）に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「【参加表明（会社名）】袋井市バイオガス発電事業可能性調査業務」とすること。なお、送信後、事務局に到着確認の電話をすることは差し支えない。

(4) 参加辞退

参加表明後、何らかの理由により公募への参加を辞退する場合は、企画提案書類の提出期限までに会社名、担当者所属、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、参加表明を取り消す旨とその事由を示した参加辞退届出書（任意様式）を提出すること。

(5) 参加表明後の参加資格要件の変更

参加表明書の提出から契約の締結日までの間に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、原則として失格とし、交渉権の取消等を行うことがある。ただし、共同企業体の代表構成員以外が参加資格要件を欠いた場合については、市がやむを得ないと認めた場合に限り参加資格要件を満たす企業に変更することができる。

13 企画提案

参加表明書を提出した事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

共同企業体の場合は、力からサまでについては、代表構成員を含む全ての構成員のものを添付すること。

ア 企画提案参加申込書（様式2） 1部

イ 共同企業体構成表（様式3） 1部

ウ 誓約書（様式4） 1部

エ 企画提案書（任意様式） 1部

オ 見積書（様式5） 1部

業務実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）を、内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

カ 事業者概要（会社パンフレット等） 1部

キ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書） 1部

ク 定款 1部

ケ 印鑑証明書（提出日1箇月以内に発行されたもの） 1部

コ 法人登記事項証明書（提出日1箇月以内に発行されたもの） 1部

サ 納税証明書（直近2事業年度分又は直近2年度分） 1部

（2）企画提案書の内容

ア 業務実施体制及びスタッフの業務経歴

業務を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記載すること。

イ 業務の受託実績

類似業務の実績を記載すること。特に、バイオガス発電所の調査・設置・運営に係る業務の実績があれば記載すること。なお、記載項目は、業務名、業務概要、発注機関、契約期間、事業規模（金額等）、受注者（単独事業者による参加の場合は記入不要）とする。また、設置、運営しているバイオガス発電所については、所在について併せて記載するものとする。

ウ 業務計画

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画、業務実施の具体的なスケジュールを記載すること。

エ 業務に関する企画等

- ・各業務において、想定する全体フロー図などについて具体的に記載すること。
- ・企画提案者独自のネットワーク（有識者等）、経験等がどのように生かされるかを具体的に記載すること。特に、バイオガスプラントを安定的に運用するため、成分分析を行う研究施設等を有している場合は記載すること。
- ・下水汚泥以外の原料の活用や下水汚泥等原料の増減への対応案などがあれば、記載すること。

- ・ バイオガス発電所から排出される発酵後の汚泥に関して、資源として活用する技術や実績があり、提案があれば記載すること。
- ・ バイオガス発電事業において、見込まれる温室効果ガス排出抑制の効果等があれば記載すること。
- ・ バイオガス発電所設置に係る補助金の活用や提案者の技術、設置方法により、市の支出削減に関して提案があれば記載すること。
- ・ バイオガス発電事業を活用した市の環境政策に資する提案があれば、記載すること。

オ その他事業者の実績

イに掲げた業務以外で、事業者の脱炭素、再生可能エネルギー、地方創生等に係る自主性、独自性のある実績があれば記載すること。具体的には、事業者自身の脱炭素化を進める取組、事業者における地域の資源を活かした再エネの設置事例、地域と協働した脱炭素・地方創生等に係る取組等。

(3) 提出期限

令和6年6月7日（金）17時まで

(4) 提出方法

(1)に掲げる書類をA4サイズのファイルに編綴した正本1部と、提出書類のPDFデータを書き込んだ電子媒体（CD-R）1部を、「事業者名（共同企業体の場合は代表構成員名）」及び「令和6年度袋井市下水汚泥等を活用したバイオガス発電事業可能性調査業務 応募書類在中」と朱書きした封筒に入れ、事務局まで持参又は郵送すること。郵送により提出する場合は、(3)の提出期限必着とし、郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

(5) 企画提案書作成上の注意

- ア 用紙サイズはA4（両面印刷、要ページ番号）とし、(2)アからエまでで合計20枚（40頁）以内とする。
- イ 必要に応じて、図表・グラフ等を用いて分かりやすく記載すること。
- ウ 企画提案は、1事業者1案とすること。
- エ 提出期限後の問い合わせや書類の追加・修正は、原則として認めない。

(6) その他

提出後、事務局が必要と認める場合は、補足資料等の提出を求めることがある。

14 プレゼンテーション

(1) 日時

令和6年6月19日（水）（予定） 詳細は別途通知する。

(2) 場所

袋井市役所3階 302会議室

(3) プレゼンテーションの注意

ア プレゼンテーションに出席する提案者は、業務従事担当者を含む1事業者3人以内とする。共同企業体の場合は、1共同企業体計4人以内とする。

イ プレゼンテーションは20分以内とし、その後約10分間の質疑応答の時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提案書等に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

エ プレゼンテーションにスライドを用いる場合は、企画提案書と同じデータを使用すること。

オ 市はプロジェクター、スクリーン、電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、ポインター、電源ケーブル等）は参加事業者が用意すること。
なお、プレゼンテーションの前に5分間の設営時間を設けることとする。

15 審査・選定の方法

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に審査し、最も評価の高い企画提案を行った単独事業者又は共同企業体を優先交渉権者とする。

(2) 評価項目

評価項目等は、概ね次のとおりとする。

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点
企画提案書 に対する評 価	取り組み方 針の妥当性	募集要項に示す事業の趣旨・目的を十分に 理解し、事業の取組方針が本市の求める方 向性と一致しているか	10点
	提案の適格 性	提案が事業の目的等を的確に踏まえてお り、関連条件との整合が取れ、実現可能な 内容となっているか	45点

	提案の独創性	事業効果を高めるための効果的な工夫及び独自の提案がされているか	15点
業務実施体制及び実績	管理責任者・担当者	業務を的確に遂行する人材の配置が期待できるか	10点
	同種・類似業務の実績・経験	同種又は類似業務の実績を踏まえ、経験や知見が豊富で確かな成果を上げているか	20点
合計			100点

なお、仕様書に沿わない場合や合計得点が7割に満たない場合、得点が著しく低い評価項目がある場合等は、優先交渉権者に選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年6月26日（水）までに、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。ただし、各評価項目の採点結果及び評価基準は通知しない。

(4) 契約

審査結果の通知後、優先交渉権者は速やかに市と業務内容についての協議を行い、企画提案時に提出した見積額を上限として契約を締結する。業務内容については、原則として企画提案時のものを採用するが、市の要望に応じて業務内容を変更することができる。この場合、業務が著しく増加することが見込まれる場合は、事業者は上限提案価格の範囲内で再度見積書を提出し、契約金額を協議することができる。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次に得点の高い事業者を優先交渉権者として、順に契約に係る協議を行うものとする。

(5) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の提出期限を超過したとき。

ウ 見積額が上限提案価格を上回っているとき。

エ 事実と反する記載などの不正行為があったとき。

オ 提案者が当該公募に対して2件以上の提案をしたとき。共同企業体の代表構成員又はその他構成員が別の共同企業体等の代表構成員又はその他構成員として提案した場合を含む。

カ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

16 その他

- (1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、情報公開請求等があった場合は、袋井市情報公開条例（平成17年4月1日条例第15号）に基づき公開する場合がある。
- (3) 本市に提出された提案書等は、当該審査以外の目的では参加事業者に無断で使用しない。
- (4) 本市に提出された提案書等は、返却しない。

17 事務局

担 当 課	袋井市環境水道部環境政策課
住 所	〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
電 話	0538-44-3135
Eメール	kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp